

約款改正 新旧対照表

【投資信託総合取引約款】

条番号	改正後	改正前
6	第 6 条(共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令の定めに従って、総合取引に係る口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」または同条第 16 項に規定する「法人番号」をいいます。以下同じ。)の通知を受けたときその他関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届いただきます。その際、関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第 6 条(共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令の定めに従って、総合取引に係る口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」または同条第 15 項に規定する「法人番号」をいいます。以下同じ。)の通知を受けたときその他関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届いただきます。その際、関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
10	第 10 条(注文・申込等の一時受付停止・取消) 次の各号に掲げる投資信託委託会社または当金庫のやむを得ない事情により、ご注文および申込等の受付を一時的に停止または取消させていただくことがあります。 ①投資信託委託会社が、当該取扱商品の投資信託約款にもとづき、その設定または解約を停止したとき。 ②投資信託委託会社が、投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、その設定または解約を停止したとき。 ③投資信託委託会社の登録取消し、営業譲渡または受託金融機関の辞任等により、投資信託の設定または解約が停止されているとき。 ④災害、事変その他不可抗力により、当金庫が取引を行うことができないとき。 ⑤当金庫が差押命令等を受けたとき。 ⑥その他、当金庫がやむを得ない事情により取引を停止せざるを得ないと判断したとき。	第 10 条(注文・申込等の一時受付停止・取消) 次の各号に掲げる投資信託委託会社または当金庫のやむを得ない事情により、ご注文および申込等の受付を一時的に停止または取消させていただくことがあります。 ①投資信託委託会社が、当該取扱商品の投資信託約款にもとづき、その設定または解約を停止したとき。 ②投資信託委託会社が、投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、その設定または解約を停止したとき。 ③投資信託委託会社の登録取消し、営業譲渡または受託金融機関の辞任等により、投資信託の設定または解約が停止されているとき。 ④災害、事変その他不可抗力により、当金庫が取引を行うことができないとき。 ⑤その他、当金庫がやむを得ない事情により取引を停止せざるを得ないと判断したとき。
66	第 66 条(契約の解約) 1この約款における各契約および取扱い、次の場合に解約されるものとします。 ①お客様が当金庫に対し、各契約の解約のお申し出をした場合 ②この約款の変更にお客様が同意されない場合 ③お客様が暴力団員等であることが判明し、当金庫が各契約の解約を申し出た場合 ④お客様が暴力団員等に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫が各契約の解約を申し出た場合 ⑤やむを得ない事由により当金庫がお客様に対し、各契約の解約を申し出た場合 2 当金庫から解約の通知があったとき、その他契約が終了したときは、お客様は当金庫所定の手続きを直ちにとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替えるものとします。なお、振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。当金庫の判断により換金等を行った場合に生じた	第 66 条(契約の解約) 1 この約款における各契約および取扱い、次の場合に解約されるものとします。 ①お客様が当金庫に対し、各契約の解約のお申し出をした場合 ②この約款の変更にお客様が同意されない場合 ③お客様が暴力団員等であることが判明し、当金庫が各契約の解約を申し出た場合 ④お客様が暴力団員等に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫が各契約の解約を申し出た場合 ⑤やむを得ない事由により当金庫がお客様に対し、各契約の解約を申し出た場合 2 当金庫から解約の通知があったとき、その他契約が終了したときは、お客様は当金庫所定の手続きを直ちにとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替えるものとします。なお、振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。

条番号	改正後	改正前
	損害について、当金庫は責任を負いません。 3 振込先指定方式の契約は、当金庫が解約を申し出た場合に解約されます。	3 振込先指定方式の契約は、当金庫が解約を申し出た場合に解約されます。
73	第 73 条(免責事項) 当金庫は、次に掲げる損害については、その賠償責任を負いません。 ①当金庫所定の申込書、依頼書、諸届、証書その他の書類等に捺印された印影とお届出印の印鑑とを相当の 注意をもって照合し、相違ないものと認めて行った投資信託の購入・換金、お預りした受益証券等または金銭の返還、投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いにより生じた損害 ②お客様が当金庫所定の手続きを行わず、または捺印された印影が届出の印鑑と相違するために、上記①の取扱いを当金庫が行わなかったことにより生じた損害 ③災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、上記①の取扱いが不能または遅延したことにより生じた損害 ④当金庫が第 63 条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ⑤電信または郵便の誤謬、遅滞等当金庫の責に帰すことのできない事由により生じた損害 ⑥当金庫が第 66 条第 2 項に基づき換金等を行った場合に生じた損害	第 73 条(免責事項) 当金庫は、次に掲げる損害については、その賠償責任を負いません。 ①当金庫所定の申込書、依頼書、諸届、証書その他の書類等に捺印された印影とお届出印の印鑑とを相当の 注意をもって照合し、相違ないものと認めて行った投資信託の購入・換金、お預りした受益証券等または金銭の返還、投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いにより生じた損害 ②お客様が当金庫所定の手続きを行わず、または捺印された印影が届出の印鑑と相違するために、上記①の取扱いを当金庫が行わなかったことにより生じた損害 ③災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、上記①の取扱いが不能または遅延したことにより生じた損害 ④当金庫が第 63 条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ⑤電信または郵便の誤謬、遅滞等当金庫の責に帰すことのできない事由により生じた損害
附則	附則 1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 6 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2020 年 3 月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2023 年 3 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2024 年 9 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 10 この約款は、2025 年 4 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 11 この約款は、2025 年 9 月 22 日より一部改正を適用させていただきます。	附則 1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 6 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2020 年 3 月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2023 年 3 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2024 年 9 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 10 この約款は、2025 年 4 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。

規定改正 新旧対照表

【振替決済口座管理規定】

条番号	改正後	改正前
3	第3条 振替決済口座の開設 1 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の口座開設申込書によりお申込みいただきます。その際、法令にもとづき本人確認を行わせていただきます。 2 当金庫は、お客様から前項の口座開設申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。 第3条の2 共通番号の届出 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第3条 振替決済口座の開設 1 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の口座開設申込書によりお申込みいただきます。その際、法令にもとづき本人確認を行わせていただきます。 2 当金庫は、お客様から前項の口座開設申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。 第3条の2 共通番号の届出 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
附則	1 この規定は、2014年1月5日から施行します。 2 この規定は、2015年11月10日に改正し、同日から実施します。 3 この規定は、2025年9月22日に改正し、同日から実施します。	1 この規定は、2014年1月5日から施行します。 2 この規定は、2015年11月10日に改正し、同日から実施します。